

## 令和4年度第2回赤穂市男女共同参画審議会会議録

- 1 日 時 令和5年3月17日（金）  
14：55～15：50
- 2 場 所 市役所6階 大会議室
- 3 出席者
  - (1)委 員 磯本歌見、深澤すみ子、山田和子、後藤和子、酒井増二  
石原将司、一瀬貴子、秋川陽一、江端益子、田川英生
  - (2)事務局 (市民部長) 関山善文  
(市民対話課長) 松本久典  
(人権・男女共同参画係長) 一二三千加子  
(人権・男女共同参画係員) 宮本彩
  - (3)傍聴者 3名
- 4 会議の概要
  - (1)開 会
  - (2)報告事項  
令和4年度実施事業について
  - (3)協議事項  
令和5年度事業計画について
  - (4)閉 会

審 議

事務局

定刻より少々早いですが、ただいまから、令和4年度第2回赤穂市男女共同参画審議会を開催いたします。

本日の審議会には、10名の出席がございまして、委員の過半数の出席をいただいておりますので、赤穂市男女共同参画社会づくり条例施行規則第10条第2項により、本審議会は成立していることをご報告いたします。

また、赤穂市男女共同参画審議会の会議等の公開要領の規定により、会議を原則公開することとしておりますが、本日は3名の傍聴希望者がおられます。

ただいまから入室していただいてよろしいでしょうか。（傍聴希望者入室）

本日の会議資料は事前に送付させていただいておりますが、本日お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、まず、山田会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長

みなさま、こんにちは。ここ何日間は非常に暖かくて、桜の花もあちこちと咲き始め、春らしい季節になりましたが、本日は年度末のお忙しい中にもかかわらず、男女共同参画審議会にご出席をいただきまして、大変ご苦勞様でございます。ところで、新型コロナ対策としてのマスク着用について、3月13日から、政府は、屋内屋外を問わず個人の判断にゆだねるという決定をしましたが、なかなかマスクをはずす勇気がございません。皆さんはいかがでしょう。

さて、本日は、報告事項—令和4年度実施事業について、協議事項—令和5年度事業計画案について審議をしていただきますが、最後までよろしくお願いいたします。簡単ですがご挨拶とさせていただきます。

事務局

ありがとうございます。それでは、議事に移らせていただきます。会議進行は、規則第10条によりまして、会長をお願いいたします。山田会長、よろしくお願いいたします。

会 長

それでは、議事にうつらせていただきます。

事前に配布いたしております審議会次第（1）報告事項、令和4年度実施事業について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、資料1、1ページをご覧ください。

令和4年度実施事業について、ご報告いたします。

まず、（1）、女性団体間の連携を図りながら、情報交換や女性施策を支援、推進することを目的とした赤穂市女性団体懇話会（ネットワーク「巴」）の活動運営、支援を行っています。

活動実績としては、①今年度は7月、11月、2月の3回懇話会を開催いたしました。会議では、市民講座や人権・男女共同参画フォーラム開催に向けての協議や各事業についての積極的な発言も得られ、活発な意見交換の機会とすることができました。来年度以降の活動に活かしていきたいと思っております。

②情報誌「すてっぷ巴」は本年1月と3月に作成いたしました。3月発行分は、本日、お配りしております。印刷部数は各3、000部で、回覧広報への折込み、懇話会を構成する団体の会員への配布、公民館、社会福祉協議会、図書館等への配布をしております。

③啓発・推進事業の開催について、市民講座では、講師選定から受付、会場設営などの運営を懇話会委員で分担して行いました。次のデートDV防止講座では女性団体懇話会委員も講義を見学し、若年層への啓発についての必要性や理解を深めました。また、人権・男女共同参画フォーラムでも、前日の準備、当日の受付や司会進行、人権作文・標語・ポスターコンテスト入賞者の表彰などを懇話会会員で分担して行いました。

次に、（2）の各実施事業について、市民講座から説明させていただきます。

第1回目は、7月15日に整理収納アドバイザー竹裏由佳氏を講師に招いて「整理収納講座～自分らしくすごすためのお片づけ～」を開催しました。参加者からは、「沢山の学びがあり今日来たかがありました。」「暮らしに直結するお話ばかりで自分のペースで出来ることから始めてみようと思いました。」などの感想をいただきました。

第2回目は8月4日に「賢いお金の貯め方・増やし方」と題して、社会保険労務士・ファイナンシャルプランナーの大津恵美子氏を講師に招いて、マネープランを学ぶ講座を開催しました。“働き方によって変わる社会保険や税金について”や、子育てや老後にかかる費用について講義していただきました。

第3回目は9月10日に、「リーダーシップに必要な技術～話し方のキ・ホ・ン～円滑なコミュニケーション能力を育む家族内対話」と題して、本審議会副会長の関西福祉大学教授、一瀬貴子氏にお願いしまして、開催しました。参加者からは、「家族間で声をかけあって“ありがとう”が言える仲の良い関係を作りたいです」などの感想をいただきました。

参加人数については2ページに掲記のとおりとなっております。

続きまして、女性のための働き方セミナーについて説明いたします。こちらのセミナーは結婚・育児等により退職した女性の再就職を促進するため、昨年度に引き続き兵庫県立男女共同参画センターとの共催により実施いたしました。今年度は10月20日に、「子育てママ向け・仕事とお金のことを考えてみるセミナー」というテーマで、起業や再就職、継続就業を考える女性を対象に実施しました。講師に社会保険労務士・ファイナンシャルプランナーの藤原寛子氏を迎えた少人数制セミナーとして開催しました。

3名の参加があり、参加者は起業や就業について不安を持っておられましたが、講座を受けて不安が解消されていき、講座後は講師に個別に質問したり、参加者同士で交流したりする場面もありました。

続いて、働き方セミナーと同日開催といたしました、女性のためのチャレンジ相談についてご説明いたします。

こちらの事業は、兵庫県出前チャレンジ相談事業により、相談員の派遣を受けて実施しております。女性が新しいことにチャレンジする際の不安や悩みを個別相談できると好評で、今年度は、2名の参加があり、参加者からは「講師の先生から前向きな言葉をもらって大変満足した。情報提供ももらって一歩踏み出すきっかけとなった。」という感想をいただきました。

参考に、募集のチラシをそれぞれ添付しております。来年度も女性の継続就業・再就職を促進するため要望の多いテーマを選択してセミナー、相談事業を実施していきたいと思っております。

続きまして、デートDV防止講座について説明させていただきます。女性に対する暴力をなくす運動講演会ですが、令和元年度からは、より若年層への啓発のため、中学生を対象にしております。今年度は坂越中学校の3年生を対象に実施いたしました。生徒27名、教職員6名の参加となっております。

昨年に引き続きウィメンズネットこうべから講師2名を派遣していただき、生徒代表による寸劇やDVD視聴を取り入れて90分間の授業でした。

中学生からは「この授業を受けて、デートDVの怖さも分かったし、受けた側がその後立ち直るためには周りの環境も大切だし、なにより、このようなことが起こらないためには、こういう授業が大切なのかなと思いました。」「言葉は本当に大切だなと改めて感じました。言葉一つで人を傷つけることも人を助けることもできます。友達であっても、言葉づかいには気を付けていきたいです。」という感想を書いていただきました。

先生方のアンケートでも、「被害に遭っても“あなたは悪くない” “立ち直るパワーがある”というメッセージに勇気づけられます。」という感想をいただき

ました。生徒さんたちも真剣に講義を聞いてくれました。

3ページをご覧ください。続きまして、人権・男女共同参画フォーラムについてご説明いたします。12月17日（土曜日）に、赤穂市人権のつどいと兼ねて、赤穂市文化会館赤穂化成ハーモニーホール小ホールで男女共同参画フォーラムを開催いたしました。今年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加者を会場定員の半数に制限した事前申込とし、消毒や検温などを徹底のうえで開催しました。参加者は196名、うち男性の参加は75名でございました。

内容についてですが、人権作文・標語・ポスターコンテスト入賞者表彰式の後、講演会として、大道芸人たつきゆうさんに「わたしもあなたも輝くイキイキ人生」という演題で講演をしていただきました。自分らしくイキイキと生きる秘訣をたくさん笑いを交えて語っていただきました。会場は笑いと納得であふれ、楽しく人権や男女共同参画について考えるきっかけとすることができたのではないかと思います。

続きまして（3）相談事業の実施についてご説明いたします。女性問題相談は火曜日から金曜日の午後1時から4時まで女性交流センター内で女性問題相談員が相談に当たっております。相談件数は2月末現在で49件です。うちDV相談が3件です。時間帯によっては市民対話課窓口に来られる場合もあり、本人に確認をとるなどして、連携して相談にあたっています。今年度の新規相談件数は12件となっています。電話による相談が主ですが、直接女性交流センターを訪れた方のご相談もお聞きしております。事前予約で託児対応も可能ですが、今のところ託児の利用はございません。

続きまして女性の専門相談員による相談ですが、毎月第3金曜日と奇数月の第1金曜日に、予約制で午後1時から4時まで、お一人につき1時間以内で3枠の相談を受けております。相談件数は2月末現在で33件です。うちDVの相談は重複を含め12件です。

相談内容は、電話相談と同様、夫婦関係、家族関係などです。相談はNPO法人フェミニストカウンセリング神戸に委託し専門のカウンセラーにお願いしております。

この他に、今年度は市民対話課で受け付けた相談件数が40件となっております。うち、DV相談が5件ありました。市民対話課では女性交流センターで相談員が対応できない時間帯の相談を随時受け付けています。一時保護施設への避難等は、今年度はありませんでしたが、子育て支援課・赤穂警察・県の女性家庭センターと連携してDV相談に対応しております。

次に（4）の「第2次赤穂市男女共同参画プラン」一部見直し実施状況の公表について、令和3年度末時点の実施状況を審議会のご意見を付して市の広報、ホームページで公表しました。

（5）のチャレンジねっと事業等情報提供については、引き続き赤穂市女性交流センターの「あこう女性チャレンジひろばコーナー」にハローワークの求人情報や、兵庫県立男女共同参画センターが実施する女性就業相談会のチラシなどを設置いたしました。

（6）第2次赤穂市男女共同参画プラン達成に向けた取組といたしましては、①審議会等の委員に占める女性の割合を30%に近づけるため、今年度においても、関係各課へ女性の積極的な登用について文書にて依頼をしております。令和4年度の事業報告については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

会長 事務局の報告について、質問、ご意見などございましたら、よろしくお願いいたします。

委員 はい。今日の資料の中で、「赤穂市女性交流センターだより」ですが、これは、

何部ぐらい刷っていて、どこに配られているのか教えていただきたいです。

事務局 3, 000部用意しまして、まず、2, 250部を回覧広報に折り込み、それ以外は公民館など、市内の各施設に配架していただくようお願いしております。

委員 すてつぶ巴と同じ感じですね。今回の紙面を見せていただいたら、24号に載っている写真が黒くて、何が写ってるのかわかりにくかったり、ホームページを見せていただいたら、カラーの紙面になっていて、すごくわかりやすく、手に取ってみようかなと思うかな、と思ったんですけど、カラー印刷にするのは難しいでしょうか。

事務局 カラー印刷にすると、非常に見やすくなると思うんですけども、やはり白黒に比べると費用がかかりますので、カラーで見る場合は、ホームページを訪問していただきたいと思います。写真が暗く映っている点については今後、注意していきます。

委員 たぶんね、そういう予算的な面があって、カラー印刷とカラー用紙に白黒で印刷するのは、ずいぶん費用が違うから多分こういうふうなことになってるのかなと思ったんですけど。例えば、紙面のどこかにQRコード等を入れて、該当のホームページを表示できるようにすれば、ホームページで見たらすごく綺麗なもので、見やすいと思います。QRコードを入れるのは大変なことじゃないと思うんですね。今回、取り上げられている“おすすめの一冊”とか、内閣府の資料にしても見やすくなりますから、そんな工夫をしたらいいんじゃないかなと思いました。以上です。

事務局 ご意見、参考にさせていただきたいと思います。

会長 ほかにございませんか。

委員 私は、男女共同参画市民講座の第1回しか参加できなかったんですけども、整理収納講座という身近なテーマから、男女共同参画について考える機会ができて、非常によかったなと思ったので、来年度も引き続き、なじみやすいテーマを取り上げていただきたいなと思います。

事務局 ありがとうございます。毎年、市民講座や講演会ではいろいろな企画をしていますが、啓発として多くの方に学びを体感していただくという意味では、やはり興味のもちやすい、楽しい講座を催したいと考えております。〇〇委員のご意見を参考にさせていただきたいと思います。

会長 ほかにございませんか。どうぞ。

委員 先ほどの、広報の関係ですが、赤穂市のLINEに情報を載せることができれば、カラー印刷やQRコードのことも含めて、周知しやすいのではないかと思います。できるだけデータ化しようという時代ですので、それを利用した広報を心がけていただければと思います。ゴミの日のお知らせなどは、とても丁寧に教えてくれるんですよ。それくらい通知すると、参加してみたい人に届くのではないのでしょうか。

委員 関連して、ちょっと気が付いたことがあるんですけど。知り合いの男性に女性交流センターのことを話したら、「どこにあるの?」「聞いたことない」と言われます。市も頑張っていると思いますが、なかなか伝わってなくて残念だと思います。LINEやQRコードと同じように、広報あここの紙面で“男女共同参画コーナー”のようなものはありますか?もし毎月読めるようなシリーズになっていたら、関心のない人に少しでも訴えかけることができるのではないかと思います。今年度は男女共同参画週間に図書館で特設コーナーができて、良かったなと思ったので、回覧にも挟み込み、広報あここの紙面でも取り上げるというように、何度も目に留まるように情報発信できれば良いのではないかな、と思います。

事務局 まず、女性交流センターですが、市民会館の3階という、目に留まりにくい場所にありますので、なかなか浸透していかずにもどかしい思いもありますが、引き続き、市のホームページなどいろいろな媒体でPRしていきたいと思えます。広報あこうについては、紙面の関係で難しい面もありますが、今年度、男女共同参画週間の際には、広く紙面をとって周知いたしました。

会長 ほかにございませつか。

委員 すみませつか。女性のための働き方セミナーと女性のためのチャレンジ相談についてですが、講師に申し訳ないくらい参加者が少ないように思えます。

事務局 女性のための働き方セミナーについては、定員が10名の少人数セミナーとして募集しています。定員に達せず参加者3名ですが、講師と距離の近いセミナーとして好評です。チャレンジ相談については最大3枠の個人面談で、ひとり50分の枠に応募が2名という結果です。

会長 他にございませつか。ないようでしたら、次の協議事項に移らせていただきます。協議事項、令和5年度事業計画について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、令和5年度事業計画（案）について説明させていただきます。資料の4ページ資料2をご覧ください。

令和5年度につきましても、「第2次赤穂市男女共同参画プランの一部見直し」「赤穂市男女共同参画社会づくり条例」に基づき、男女がお互いの立場を理解し、自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で対等に参画できる機会を確保し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会づくりを推進するため、次の事業を実施したいと考えております。

まず、(1)女性団体懇話会の活動運営、支援でございます。令和5年度につきましても引き続き情報誌の発行に加え、男女共同参画市民講座、女性のための働き方セミナー・出前チャレンジ相談、女性に対する暴力をなくす運動講演会、人権・男女共同参画フォーラムの各事業を、女性団体懇話会が中心となって実施していただきたいと考えております。

情報誌「すてっぷ巴」の発行については、引き続き分かりやすく読みやすい記事の掲載を心掛け、さらに内容の充実を図り手に取ってもらいやすい紙面の制作に努めたいと考えております。

(2)啓発・推進事業の開催に当たりましては、特に若年層への事業周知に努め、内容の充実を図りたいと考えております。市民の皆様はもちろん、自治会、PTA、事業所の皆様方や、庁内各課へも広く周知を図り参加を呼びかけていきたいと思っております。

市民講座については「女性の心とからだセミナー講座」としてマインドフルネス体験講座や、「女性リーダー講座」としてストレスマネジメント術や男女共同参画の視点からの防災を学べる講座などを開催する予定です。

次に、結婚・育児等により退職または働き方をセーブした女性の継続就業や再就職を促進するため、引き続き令和5年度においても兵庫県立男女共同参画センターとの共催での「女性のための働き方セミナー」を実施したいと考えております。来年度のテーマについては検討中ですが、働き方とマネープランやライフキャリアプランをテーマにすることを考えております。

また、働き方セミナーと同日に、新しいことにチャレンジしたい女性のための「出前チャレンジ相談」を実施し、キャリアカウンセラー等の資格を持つ専門家による個別相談を実施したいと思っております。

女性に対する暴力をなくす運動については、令和5年度においても中学生を対象にデートDV防止講座を実施します。有年中学校で全校生徒への実施を予定しております。

次に、例年実施しております人権・男女共同参画フォーラムについては、12

月16日(土)赤穂化成ハーモニーホールで開催予定です。

(3)の女性問題相談事業・女性交流センターの充実ですが、引き続き相談業務を市民の皆様へ知っていただくことや、相談員の研修・研鑽を行うこと、女性交流センター内の書架等の充実に努めてまいります。また、「女性交流センターだより」を発行し、その時々に応じた様々な情報を発信していきたいと考えております。女性交流センターの周知徹底については、市民講座など市民会館で開催するイベントでパンフレット等を配布し、女性交流センターを身近に感じてもらい、所在地の周知を図りたいと考えております。

(4)の「第2次赤穂市男女共同参画プラン」一部見直し進捗状況年次報告書の作成、公表については、庁内各所管において取り組んでいる、令和4年度男女共同参画プランの進捗状況を取りまとめ、当審議会にて、ご審議いただいたのち、市の広報及びホームページにて公表することとしています。

5ページをご覧ください。

(5)のチャレンジねっと事業の周知については、兵庫県立男女共同参画センターが開催します様々な講座への積極的な参加、企業での共同参画の取組みについての調査、研究などにより、他市男女共同参画センター、企業等との交流及び情報交換を行いながら、引き続き最新の情報を相談者に提供できる体制を整えておきたいと考えております。

(6)第2次赤穂市男女共同参画プラン一部見直し達成に向けた取組として、審議会等における女性の積極的な登用の働きかけについては、行政における方針決定過程への女性の参画の促進、審議会の委員に占める女性の割合を30%に近づけるという目標を掲げ、昨年同様の各所管への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

地域における固定的な性別役割分担意識の更正ですが、女性自治会長は、令和4年度において、1名です。平成29年度に初の女性自治会長が誕生して以来、増加には至っておりません。引き続き「第2次赤穂市男女共同参画プラン」で掲げております、自治会長に占める女性の割合を2023年度までに10%にするという目標の達成に向けて、最終年となりますが、取り組んでいきます。以上でご説明を終わらせていただき、令和5年度の事業計画について、委員の皆様方のご意見をお願いしたいと思います。

会長 はい、それでは、令和5年度の事業計画案の(1)から(6)までで何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。はい。

委員 女性に対する暴力をなくす運動講演会について。有年中学校で実施するという予定になっています。中学生への働きかけもやっていただけたらいいですが、デートDVのことを考えると、やはり高校生や大学生に必要だと思います。高校生や大学生をターゲットにした講座は毎年実施してもいいくらいだと思いますので、その辺りのことも考えていただけるとありがたいなと思います。すぐに実現してくださいというわけではないのですが。

事務局 ありがとうございます。中学生へのデートDV防止講座については、4年前始めて、今年の有年中学校で5年目ということです。実はその前に、赤穂高等学校や関西福祉大学で実施していました。さらに若年層への啓発を狙って、市内中学校で実施することになったという経緯があります。現在、年に1度の講座で、令和6年度については検討する必要がありますが、予算の範囲内で実施していきたいと考えております。

会長 ほかにありませんか。はい。

委員 令和4年度の市民講座については、「整理収納」とか「賢いお金の貯め方・増やし方」とか、私からすると非常に魅力的なテーマなんですね。ですから、もっとたくさんの方に参加していただきたいと思います。それと、すてっぷ巴の記事で「アンコンシャス・バイアス」とあります。初めて聞く言葉なんですが、

“家事育児は女性がすべき”とか、“男は仕事をして家計を支えるべきだ”とか、私たちの年代では普通の常識として育ってきたんですね。今現在、若い方達がこの言葉をどう捉えるのか、一度調べていただいたらいいかなと思うんです。それでもって、男女共同参画の意識がどこまで浸透しているか、わかると思います。私の感覚では、昔に比べると男女共同参画社会は進んでいると思うんです。皆さん頑張って啓発なり、してくださっているんですけども、私たちの年代は“良妻賢母”という言葉で飾られて、それを常識としてきた。いいか悪いかは別にしてね。対して、今20～30代の方が、育ってきた環境も違うでしょうし、どのような男女の意識を持っているのか、興味があります。赤穂市民の男女共同参画についての意識がどの程度すすんでいるのか、一度、データをとっていただいたらいいかなと思うんですね。

事務局 この後、説明しますが、第3次の赤穂市男女共同参画プラン策定を、令和5年度に予定しております。その過程で、住民の意識調査をしたいと考えております。男女共同参画に関する調査というのは初めてで、以前との比較は難しいと思いますが、今の若い方がどのような考えを持っておられるのか、アンケートしたいと思います。

委員 よろしいでしょうか。ほかにありませんか。どうぞ。  
〇〇委員との関連ですが。すてっぷ巴でもありますが、いわゆるジェンダーギャップについて。性別からくるギャップがどの程度、理解されているのかどうか、調べたらどうかと思うんですね。ジェンダーギャップについて赤穂市民がどの程度認識し、納得し、理解し、意識改革しようとしているのか。そこをまず知らないと、ここでどんなに議論しても男女共同参画社会の実現に向けて、前に進まないと思います。例えば、“家事育児は女性がすべき”というのは、今はもう変わってきていますね。男性がもっと休んで、育児をするという流れ。そのことを男性も、女性も、本当に理解できているかということ。ジェンダーギャップというのは、私は、半分は女性にも責任があると思う。男性も女性も、男女は平等という意識をもって過ごさないといけないと思います。女性自身が“ガラスの天井”をたたき割らないと、天井の上には行けないわけです。3月15日の神戸新聞で、関連記事がでていました。いわゆるマミートラックに関する記事です。育児は女性の仕事というバイアスによって起こる現象が少しでも解消されるよう、できれば市役所から率先して、ジェンダーギャップの解消に向けた取組をして、赤穂市全体に広げていってほしいなと思います。

事務局 意識調査について、令和4年度に人権教育・啓発基本計画でも調査をしましたので、そちらもご覧いただけたらと思います。

会長 はい、〇〇委員、どうぞ。  
委員 人権教育・啓発基本計画で実施した調査では、おそらく初めてだと思いますが、高校生、大学生のデータも取りました。今は、QRコードを配っておけば若者はスマホでさっと答えてくれます。集計も簡単になっているので、男女共同参画に関する調査もずいぶんしやすくなっていると思います。一般的には、昔と違って今は男女共修で教育を受けていますから、データ化も進んで、しっかり調査してから計画を検討することができるのではないのでしょうか。

会長 ほかにございませんか。  
ないようでしたら、(7)の第3次男女共同参画プランの策定について事務局より説明をよろしくお願ひしたいと思います。

事務局 はい。それでは、資料2(7)をご覧ください。平成25年度に策定いたしました第2次赤穂市男女共同参画プランですが、令和5年度が計画期間の最終年度となっており、社会情勢に応じた男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、計画の改定を行いたいと考えてございます。プランの策定

にあたりましては、記載の通り第2次プランの進捗状況等を踏まえ、庁内関係部署との連携、情報交換、国県の動向の把握、また、近隣市町と情報交換をしながら進めて参りたいと考えております。

今後の進め方ですが、赤穂市男女共同参画社会づくり条例の施行規則に基づいて、本審議会の部会として男女共同参画プラン策定委員会を立ち上げ、プランを作成していきたいと考えております。会議は全部で4回程度を予定しております。策定委員につきましては、5名で考えておりますが、できれば第2次プランをよく知っておられる委員の皆さまにもご協力いただきたいと思います。できれば、公募委員の田川委員と江端委員にもご検討いただければと思います。

委員の決定につきましては山田会長に一任していただければと考えておりますので、ご審議の方よろしく願いいたします。以上です。

会長 はい。男女共同参画プラン策定について、審議会の部会の中で検討すること、また、プラン策定委員の選任について、会長に一任するという事によろしいでしょうか。

委員長 (異議なし)

委員長 ありがとうございます。田川委員と江端委員には、プラン策定委員をお願いしたいと、との事務局の意向ですが、いかがでしょうか。

委員長 (異議なし)

委員長 はい。ありがとうございます。

全体を通して何かご質問ご意見ございませんでしょうか。ないようでしたら、本日より予定いたしました議題はすべて終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

事務局 ご審議、ありがとうございます。今後、審議会でもプラン策定の途中経過を報告させていただき、ご意見を賜りたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また先ほど申し上げましたが、審議会委員の任期は7月31日までであり、今回の会議が任期中予定しております最後の会議となります。委員の皆様には、いろいろとご審議いただきましたこと、お礼を申し上げます。ありがとうございます。次回、引き続き委員を受けられるときはまたよろしくお願いいたします。

それでは閉会に当たりまして、一瀬副委員長からご挨拶をお願いいたします。

副会長 失礼します。3月8日は国際女性デーでした。今回私が注目したのは、女性の働きやすい環境づくりです。厚生労働省が2月28日に発表した2022年度の国内の出生数は79万9728人と、80万人割れしたとのことでした。

金銭的支援はもちろんのことですが、子どもを安心して産み育てることができる社会の実現には、女性もキャリアを捨てたり諦めたりすることなく、働きながらパートナーとともに子育てできる、心理的、環境的側面の支援の同時並行が必要であると思います。

大企業の中には、“朝活出勤”といって、午前7時から8時の間に、父親と子どもがともに出勤し、会社内の託児所に子どもを安心して預け、夕方6時には父親が迎えに来て、ともに帰宅し、午後8時以降の勤務は原則禁止するという取り組みをすることにより、子どもを産み育てる夫婦が大幅に増加したという事例もメディアで紹介されておりました。

家庭もキャリアも私達が選べる社会になるように、政府や自治体、企業、家庭、個人も含めて、今後も努力していくことが望まれます。今後の政策の動向を注視していきたいと思っております。以上ごあいさつとさせていただきます。

事務局 ありがとうございます。それでは、これもちまして閉会といたします。お気を付けてお帰りください。ありがとうございました。

